

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（抄）

（市町村の処理等）

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七条第三項、第七条の三、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九條の三第十一項、第十三條の十一第一項、第十五條の十二、第十五條の十五第一項、第十六条の二第二号、第二十条の三第二項及び第二十四条を除き、以下同じ。）しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下、「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3 市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理一般廃棄物を定めた場合における当該特別管理一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下、「特別管理一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

4・5 （略）

（事業者の処理）

第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第三項から第五項までを除き、以下この条において同じ。）

（）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下、「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

2～11 （略）

(事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理)

第十二条の二 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場合とすることができる特別管理産業廃棄物を定めた場合における当該特別管理産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。)に従わなければならない。

2) 12 (略)

南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号)(抄)

(廃棄物の処分の制限)

第十六条 何人も、南極地域においては、次の各号のいずれかに規定する方法による場合を除き、廃棄物を焼却し、埋め、排出し、若しくは遺棄し、又はその他の方法による廃棄物の処分をしてはならない。

- 一 固形状の廃棄物であつて可燃性のもの(政令で定めるものを除く。)の陸域における焼却による処分であつて、環境省令で定める焼却の方法に関する基準に従つてするもの
- 二 液状の廃棄物(ふん尿を含むものとし、政令で定めるものを除く。以下この条において「液状廃棄物」という。)であつて、氷床に覆われ、かつ、海岸又は氷棚の先端から内陸の方向に遠く隔たった地域として環境省令で定める地域において発生するものの当該地域における埋立てによる処分であつて、環境省令で定める埋立ての方法に関する基準に従つてするもの
- 三 液状廃棄物であつて人の日常生活に伴つて生ずるものその他の政令で定めるものの陸域から海域への排出であつて、環境省令で定める排出の方法に関する基準に従つてするもの
- 四 前号に掲げる液状廃棄物の処分に伴つて生ずる汚泥(環境省令で定めるものに限る。)の船舶から海域への排出であつて、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)の規定に従つてするもの
- 五 廃棄物を除去することによる南極環境影響の程度がそれを遺棄することによる南極環境影響の程度よりも大きいと認められる場合として環境省令で定める場合における当該廃棄物のその場への遺棄
- 六 前各号に掲げるもののほか、液状廃棄物の陸域における処分又は陸域から海域への排出であつて、南極地域において行為をする上でやむを得ず、かつ、南極環境影響の程度が軽微であるものとして環境省令で定めるもの